

合理的配慮について

1. 概要

合理的配慮とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、「障害のある人から、社会的な障壁を取り除くための配慮を求められた場合、（本校の）負担が重すぎない範囲で、その配慮を提供すること」です。

合理的配慮を希望される個人に応じた具体的な場面や状況の検討を行い、本校の定める到達目標に関すること以外の、障がいのために通常の学習方法では困難で学ぶ手段の問題である場合、申請者（支援を必要とするもの）と本校の担当者で建設的な対話を通して、支援内容の検討を行います。このとき、教育目的・目標を踏まえた各科目の到達目標を変えないという原則があります。

合理的配慮の提供は、原則として申請者からの申し出によって始まります。障がいや疾病などにより受験時および入学後の配慮、または在校生で合理的配慮の申請を希望される方は、まずは学校にご連絡ください。

2. 合理的配慮の提供の流れ

